

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No		府 省 庁 名 法務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	少年院法案における手当金の非課税措置の創設	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>国会提出を予定している少年院法案において、少年院の長は、在院者が矯正教育を受けたことに起因して死亡した場合、負傷若しくは疾病により障害が残った場合又は出院時において負傷若しくは疾病が治っていないときで相当と認める場合に、それぞれ当該在院者の遺族等又は当該在院者自身に対し、手当金を支給することができる旨を規定している。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>上記手当金について非課税とする。</p>	
関係条文		
減収見込額	(初年度) () (平年度) () (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>少年院法案において、少年院の長は、在院者が矯正教育を受けたことに起因して死亡した場合、負傷若しくは疾病により障害が残った場合又は出院時において負傷若しくは疾病が治っていないときで相当と認める場合に、それぞれ当該在院者の遺族等又は当該在院者自身に対し、手当金を支給することができる旨を規定することとしているが、手当金は在院者が矯正教育を受けたことに起因して被った損失を実質的に補填しようとするものであることに鑑み、当該手当金を標準として課税することを禁止する必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>少年院法案における手当金は、強制的に少年院に収容され、国の管理下において矯正教育を受けるべき立場にある在院者が、矯正教育を受けたことに起因して損失を被った場合に、その損失を補填しようとするものであり、その趣旨に鑑み、非課税とすべきと考える。</p> <p>なお、刑事施設の受刑者に対する同様の手当金については、既に刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）において非課税とされている。</p> <p>※ 第180回国会に提出した少年院法案及び少年鑑別所法案は廃案となったが、再提出することを予定している。</p>	
本要望に対応する縮減案		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持 5 矯正処遇の適正な実施 (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施
	政策の達成目標	被収容者の生活条件を含めた収容環境を維持することにより、国民が安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	少年院 51庁
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	—	—
	要望の措置の妥当性	現行少年院法には手当金について公課を禁止する規定はないが、手当金は、在院者が矯正教育を受けたことに起因して被った損失を実質的に補填しようとするものであり、これを標準として課税すべきものではないと考えられ、刑事収容施設法と同様、非課税とすることが妥当である。
	ページ	—

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>なし</p>